

公立大学法人横浜市立大学職員のオンコール手当の支給に関する要綱

制 定 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）及び公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程（以下「年俸制規程」という。）の規定に基づき、オンコール手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第8条の2に規定する待機とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 夜間・休日における救急外来患者及び病状が急変した入院患者の診療又は手術のための待機
- (2) 夜間・休日における救急外来患者及び病状が急変した入院患者の生命維持管理装置等の高度な医療機器の準備・操作・点検を行うための待機

(待機時間)

第3条 勤務時間規程第8条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間及び休日における待機時間は、1回当たり次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿直時間帯 毎日午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
- (2) 日直時間帯 土曜、日曜、祝日の午前8時30分から午後5時15分まで

(支給対象)

第4条 賃金規程第18条の2及び年俸制規程第5条第12項に規定するオンコール手当の支給対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 附属病院 当直医を配置せず、当直表にオンコールと記載がある診療科に所属する医師
- (2) センター病院 救急患者対応表にオンコールと記載がある診療科に所属する医師及び、当直者1名を含む2名対応が必要な人工心肺等対応に備えた臨床工学技士

(支給額)

第5条 第2条各号に規定する待機を命じられた職員に支給するオンコール手当の額は、次のとおりとする。

| 区分 | 単位 | 額 |
|-----------|-------|--------|
| 第2条第1号の待機 | 1回につき | 2,500円 |
| 第2条第2号の待機 | 1回につき | 2,000円 |

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。